

○環境省令第 号

環境省設置法（平成十一年法律第一百号）及び環境省組織令（平成十二年政令第二百五十六号）を
実施するため、環境省組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和 年 月 日

環境大臣 西村 明宏

環境省組織規則の一部を改正する省令

環境省組織規則（平成十三年環境省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる
規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重
傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定全体を改正後欄に掲げるものよ
うに改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これ
を削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを
新たに追加する。

改 正 後	改 正 前
<p>目次</p> <p>第一章 内部部局</p> <p>第一節 大臣官房（第一条―第六条）</p> <p>第二節 地球環境局（第七条―第十条）</p> <p>第三節 水・大気環境局（第十一条―第十三条）</p> <p>第四節 自然環境局（第十四条―第十九条）</p> <p>第五節 環境再生・資源循環局（第二十条―第二十二条）</p> <p>第二章 施設等機関（第二十三条）</p> <p>第三章 地方支分部局（第二十四条）</p> <p>第四章 原子力規制委員会（第二十五条）</p> <p>第五章 環境省顧問（第二十六条）</p> <p>附則</p> <p>（削る）</p> <p>（環境汚染対策室及び農薬環境管理室）</p>	<p>目次</p> <p>第一章 内部部局</p> <p>第一節 大臣官房（第一条―第六条）</p> <p>第二節 地球環境局（第七条―第十条）</p> <p>第三節 水・大気環境局（第十一条―第十二条）</p> <p>第四節 自然環境局（第十三条―第十八条）</p> <p>第五節 環境再生・資源循環局（第十九条―第二十一条）</p> <p>第二章 施設等機関（第二十二条）</p> <p>第三章 地方支分部局（第二十三条）</p> <p>第四章 原子力規制委員会（第二十四条）</p> <p>第五章 環境省顧問（第二十五条）</p> <p>附則</p> <p>（調査官）</p> <p>第十一条 総務課に、調査官一人を置く。</p> <p>2 調査官は、総務課の所掌事務に関する重要事項の調査並びに企画及び立案を行う。</p> <p>（閉鎖性海域対策室、海洋環境室、土壌環境室、農薬環境管理室及び地下水・地盤環境室並びに企画官）</p>

第十一条 環境管理課に、環境汚染対策室及び農薬環境管理室を置く。

(削る)

第十二条 水環境課に、閉鎖性海域対策室、海洋環境室、土壤環境室、農薬環境管理室及び地下水・地盤環境室並びに企画官を置く。

2|| 閉鎖性海域対策室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 閉鎖性海域（ほとんど陸岸で囲まれている海域である公共用水域をいう。第四号において同じ。）における水質の汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。）の防止のための規制に関すること（地下水・地盤環境室の所掌に属するものを除く。）。

二 瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第一百十号）の施行に関すること。

三 有明海・八代海等総合調査評価委員会の庶務に関すること。

四 前三号に掲げるもののほか、専ら環境の保全を目的とする事務及び事業に関すること並びにその目的及び機能の一部に環境の保全が含まれる事務及び事業に関する環境の保全の観点からの基準等の策定及び当該観点からの規制等に関すること（人の健康の保護及び生活環境の保全のために行うもの（環境再生・資源循環局の所掌に属するもの、発生機構が未解明な化学物質汚染（人の健康を損なうおそれ又は動植物の生息若しくは生育に支障を及ぼすおそれがある化学物質による環境の汚染であつてその発生機構が一般的に明らかとなっていないものをいう。）の防止のために行うもの及び次に掲げる事務を除く。）に限

(削る)	<p>る。以下この条において「令第五条第十五号事務」という。）のうち閉鎖性海域に係るもの</p> <p>イ 公害に係る健康被害の補償及び予防に関すること。</p> <p>ロ 公害の防止のための事業に要する費用の事業者負担に関する制度に関すること。</p> <p>ハ 環境の保全の観点からの化学物質の審査及び製造、輸入、使用その他の取扱いの規制に関する基準等の策定並びに当該規制の実施に関すること。</p> <p>3 閉鎖性海域対策室に、室長を置く。</p> <p>4 海洋環境室は、環境の保全の観点からの海洋汚染の防止に関する基準等の策定及び規制等に関する事務をつかさどる。</p> <p>5 海洋環境室に、室長を置く。</p> <p>6 土壤環境室は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 土壤の汚染に係る環境基準（環境基本法第十六条第一項に規定する基準をいう。第十項第一号において同じ。）及びダイオキシン類環境基準（ダイオキシン類対策特別措置法（平成十一年法律第百五号）第七条に規定する基準をいう。以下同じ。）の設定に関すること。</p> <p>二 土壤の汚染の防止のための規制に関すること。</p> <p>三 前二号に掲げるもののほか、令第五条第十五号事務のうち環境の構成要素としての土壤に係るもの</p> <p>7 土壤環境室に、室長を置く。</p>
------	--

2|| 環境汚染対策室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 公害の防止のための規制に関すること（モビリティ環境対策課及び海洋環境課の所掌事務に属するものを除く。）。

二 前号に掲げるもののほか、前号に掲げる事務に関連する専ら公害の防止を目的とする事務及び事業に関すること（環境基本法第十六条第一項に規定する環境基準及びダイオキシン類対策特別措置法（平成十一年法律第百五号）第七条に規定するダイオキシン類環境基準の設定に関すること並びにモビリティ環境対策課及び海洋環境課並びに農薬環境管理室の所掌に属するものを除く。）。

3|| 環境汚染対策室に、室長を置く。

4・5|

（削る）

（新設）

（新設）

8| 9| （略）

10|| 地下水・地盤環境室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 地下水の水質の汚濁に係る環境基準及びダイオキシン類環境基準の設定に関すること。

二 地下水の水質の汚濁及び地盤の沈下の防止のための規制に関すること（地下水の水質の汚濁の防止のために必要な測定のための機器に関する調査及び研究並びに助成に関するものを除く。）。

三 環境の保全の観点からの放射性物質に係る環境の状況（放射性物質による地下水の水質の汚濁の状況に限る。）の把握のための監視及び測定に関する基準等の策定並びに当該監視及び測

(削る)

(削る)

(脱炭素モビリティ事業室)

第十二条 モビリティ環境対策課に、脱炭素モビリティ事業室を置く。

2 脱炭素モビリティ事業室は、モビリティ環境対策課の所掌事務に係る環境の保全の観点からの温室効果ガスの排出の抑制に関する事業の実施に関することをつかさどる。

3 脱炭素モビリティ事業室に、室長を置く。

(海域環境管理室及び企画官)

第十三条 海洋環境課に、海域環境管理室及び企画官を置く。

2 海域環境管理室は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 湖沼及び海域における水質汚濁防止法（昭和四十五年法律第百三十八号）第三条第一項の排水基準の適用に関すること。
- 二 水質汚濁防止法第四条の二第一項に規定する指定水域におけ

定の実施に関すること。

四 前三号に掲げるもののほか、令第五条第十五号事務のうち環境の構成要素としての地下水及び地盤に係るもの

11 地下水・地盤環境室長は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。

12 企画官は、命を受けて、水環境課の所掌事務に関する特定事項の企画及び立案並びに調整に関する事務を行う。

(新規)

(新規)

-
- る水質の汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化する
ことを含む。）の防止のための規制に關すること。
- 三 瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第百十号）
の施行に關すること。
- 四 環境の保全の観点からの湖沼の保全に關する基準等の策定及
び規制等に關すること（自然環境局の所掌に属するものを除く
）。。
- 五 有明海・八代海等総合調査評価委員会の庶務に關すること。
- 六 前各号に掲げるもののほか、専ら環境の保全を目的とする事
務及び事業に關すること並びにその目的及び機能の一部に環境
の保全が含まれる事務及び事業に關する環境の保全の観点から
の基準等の策定及び当該観点からの規制等に關すること（人の
健康の保護及び生活環境の保全のために行うもの（環境再生・
資源循環局の所掌に属するもの、発生機構が未解明な化学物質
汚染（人の健康を損なうおそれ又は動植物の生息若しくは生育
に支障を及ぼすおそれがある化学物質による環境の汚染であつ
てその発生機構が一般的に明らかとなつていないものをいう。
）の防止のために行うもの及び次に掲げる事務を除く。）に限
る。）のうち湖沼及び閉鎖性海域（ほとんど陸岸で囲まれてい
る海域である公共用水域をいう。）に係るもの
- イ 公害に係る健康被害の補償及び予防に關すること。
- ロ 公害の防止のための事業に要する費用の事業者負担に關す
-

<p>る制度に關すること。</p> <p>ハ 環境の保全の観点からの化学物質の審査及び製造、輸入、使用その他の取扱いの規制に關する基準等の策定並びに当該規制の実施に關すること。</p> <p>3 海域環境管理室に、室長を置く。</p> <p>4 企画官は、命を受けて、海洋環境課の所掌事務に關する特定事項の企画及び立案並びに調整に關する事務を行う。</p> <p>第十四条～第二十一条 (略)</p> <p>(企画官)</p> <p>第二十二条 環境再生・資源循環局に、企画官を置く。</p> <p>2 (略)</p> <p>第二十三条～第二十六条 (略)</p>	<p>第十三条～第二十条 (略)</p> <p>(企画官)</p> <p>第二十一条 環境再生・資源循環局に、企画官二名を置く。</p> <p>2 (略)</p> <p>第二十二條～第二十五條 (略)</p>
--	--

附 則

この省令は、令和五年七月一日から施行する。